

広島圏域地域医療構想調整会議副会長の指名について

広島圏域地域医療構想調整会議設置要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項の規定により、本会議に置かれている副会長について、この度、副会長1名が退任したため、要綱第2条第4項の規定により、会長が次のとおり後任者を指名した。

【新たに就任した副会長】

所 属	氏 名
芸北地域保健対策協議会	北尾 憲太郎

広島圏域地域医療構想調整会議設置要綱（抜粋）

（委員）

第2条 調整会議の委員は、広島市連合地区地域保健対策協議会、海田地域保健対策協議会及び芸北地域保健対策協議会の構成員を基本にして構成する。

- 2 調整会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により選任する。
- 4 副会長は、会長の指名により定める。